

12月13日（火）

# 平成 23 年 12 月 13 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

- |                 |                 |           |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣         | 野 元 幸 司   |
| 副 知 事           | 牧 元 邊 亮 一       | 俊 幸 亮 一   |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 稲 用 博 美       | 元 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長         | 福 社 保 健 部 長     | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 環 境 森 林 部 長     | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長     | 商 工 観 光 労 働 部 長 | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 農 政 水 産 部 長     | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長     | 県 土 整 備 部 長     | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長     | 会 計 管 理 者       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者       | 企 業 局 長         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長         | 病 院 局 長         | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長         | 財 政 課 長         | 甲 日 限 俊 郎 |
| 財 政 課 長         | 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   |
| 教 育 委 員 長       | 教 育 長           | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長           | 公 安 委 員 長       | 佐 藤 義 人   |
| 公 安 委 員 長       | 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 夫   |
| 警 察 本 部 長       | 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 男   |
| 人 事 委 員 長       | 代 表 監 査 委 員     | 宮 本 尊 継   |

事務局職員出席者

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘     | 勝 弘         |
| 事 務 局 次 長   | 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔     |
| 総 務 課 長     | 議 事 課 長     | 山 之 内 稔 仁   |
| 議 事 課 長     | 政 策 調 査 課 長 | 武 田 宗 徳     |
| 政 策 調 査 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 幸 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 議 事 担 当 主 幹 | 谷 口 雅 広     |
| 議 事 担 当 主 幹 | 議 事 課 主 査   | 伊 豆 雅 二     |
| 議 事 課 主 査   |             | 関 谷 幸 陽     |

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第33号まで、第36号及び第40号の各号議案並びに請願第7号から第13号まで、及び継続審査中の請願第3号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成23年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、東日本大震災対策、口蹄疫・経済復興対策及びその他必要とする経費について措置するものであり、45億5,600万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものとしては、国庫支出金31億5,600万円余、繰入金9億3,800万円余となっております。

次に、議案第36号に係る追加補正は、国の平成23年度補正予算の成立及び公共事業費の国庫

補助決定に伴うもの、並びにその他必要な経費について措置するものであり、74億6,700万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものとしては、国庫支出金36億8,100万円余、県債27億6,200万円余となっております。

次に、議案第40号に係る追加補正は、宮崎海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴う経費として1,600万円余を措置するものであり、歳入財源は繰入金となっております。この結果、議案第1号及び議案第36号に係る補正額を含めた補正後の一般会計の予算の規模は5,963億9,700万円余となります。

次に、議案第16号及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「地域経済を循環させるという観点から、県内の施設については県内の企業・団体のみが指定管理候補者となるような制度の運用について検討を行ってほしい。また、指定管理者制度になじまないと思われる施設もあるので、制度導入の適否について関係部局で議論を行ってほしい」との要望がありました。

次に、防災拠点としての県庁舎のあり方についてであります。

このことについて当局より、「災害時に災害対策本部が置かれる県庁1号館は、建築基準法に基づく耐震性能は確保されているものの、老朽化が進んでいるため、震度6強以上の大地震が発生した場合、使用が困難となる事態が懸念される。また、防災拠点施設としての活動スペースが不足しており、関係部署の連携が図りにくいなどの問題を抱えている。このようなことから、災害時の行政機能の維持を図るため、防災拠点としての県庁舎のあり方について検討を

行ったところ、新たな防災拠点施設の整備が適当であるとの結論に至った」との報告がありました。

これに対して複数の委員より、防災拠点施設の整備する際の財源等について質疑があり、当局より、「施設整備の具体的な内容については、民間の有識者等を含む検討委員会を設置して調査・検討を行うこととしている。財源についても、国の補助事業や交付税措置のある県債の導入、あるいはPFI方式の活用など財政負担がより少なくなる方法について調査・検討を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の安全・安心を守るためにも、災害時の情報収集や復旧・復興の拠点となる施設の整備を可能な限り早急に進めていただくことを要望いたします。

次に、部の名称についてであります。

このことについて委員より、「部の名称が誤って使われる事例があるため、部の名称のあり方について検討してはどうか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、部の名称でその業務内容が県民に容易にわかるよう、名称を改めることについて検討していただくことを要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願3件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、請願第9号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で37億1,700万円余の増額補正及び3,900万円余の追加の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は1,026億6,500万円余となります。

このうち、地域医療再生基金事業についてであります。

本事業は、本県の地域医療が抱える課題解決のため、地域医療再生計画に基づき、医師確保や救急医療機能の強化、県医療計画に位置づけた4疾病6事業に係る医療提供体制の充実など、各種事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「国からの交付金は要求どおりであったのか」との質疑があり、当局より、「今回の拡充分については、43億円余りを要求したのに対し、内示額は30億円であった。認められなかった主な部分は医療機関の機器の整備であり、各関係機関と調整しながら事業を実施していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交付金を有効に活用して地域の医療体制の充実に努めるよう要

望いたします。

次に、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち、民生委員の定数設定に関する事務における市町村への権限移譲についてであります。これは、民生委員の定数設定に関する事務について、えびの市へ移譲するものであります。

このことに関連し、委員より、民生委員の活動経費について質疑があり、当局より、「活動経費は、県負担分と各市町村の上乗せ分から成り、平成23年度に支払われる活動経費の平均額は1人当たり年額10万5,387円である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「各民生委員の仕事量は大変多く、引き受け手が少ない状況にある。また、この先、地域の高齢者の増加が見込まれることもあり、民生委員の増員が必要であると考え、増員には県や市町村の財政負担が伴うため、今後、市町村とともに検討してほしい」との要望がありました。

次に、議案第18号から第20号までの「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「委託料について、いずれの施設も第2期と比較して減額となっているが、どのような理由があるのか」との質疑があり、当局より、「ここ2年間の実績をもとに算出した結果である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経費節減も重要ですが、利用者へのサービスの低下を招かないよう十分に配慮していただくことを要望いたします。

次に、県立病院事業の平成23年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「平成23年度上

半期の結果を前年度と比較すると、収支差はほぼ横ばいとなっている。しかし、昨年度は、年度下半期の患者数や診療収入が大きく増加しており、そのことを考慮すれば大変厳しい状況にあるのではないかと認識している」との説明がありました。

このことについて委員より、「厳しい経営環境の中で、下半期はどのような取り組みを考えているのか」との質疑があり、当局より、「病床利用率を高めることや材料費の節減を図ることなど、これまで取り組んできた収益確保と経費節減をさらに徹底していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「これまでにかなりのコスト削減を行ってきたが、引き続き、県立病院の中では人員体制が整っている宮崎病院において病床利用率を上げるなど、収益の増加が図られるよう努力してほしい」との要望がありました。

また、より一層の経営改善のためには、病院経営に当たる職員の専門性をさらに高めることが必要でありますので、当委員会といたしましては、その実現に向けて、人事体制の見直しを行うなどさまざまな方策を検討することを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外13件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億9,000万円の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は535億9,600万円余となります。

このうち、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金についてであります。

このことに関連して、委員より、「国の補正予算の成立に伴い、ふるさと雇用再生特別基金についての積み増しはあるのか」との質疑があり、当局より、「ふるさと雇用再生特別基金については、現在のところ、国において増額補正の動きはない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「雇用対策については、一時的な雇用だけでなく、安定した雇用の創出を図ることが重要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、安定した雇用の確保は本県の重要課題であるので、今後とも積極的に雇用対策を進めていただくよう要望いたします。

次に、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業についてであります。

このことについて委員より、「この事業は、

景気対策のためにも早急にも実施する必要があるので、今後とも市町村等に対して適切な助言を行い、当該ファンド事業の有効活用に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略(仮称)の中間素案についてであります。

この戦略は、平成20年度に策定した「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」を、これまでの成果や情勢の変化等を踏まえて見直すとともに、新たに観光交流の推進や経済交流基盤の整備等の分野を加え、県内企業、関係団体及び県が一体となって東アジア市場の開拓や経済交流の拡大等に取り組むための共有の指針とするものであります。

このことについて複数の委員より、「今後、東アジア市場の開拓、交流の拡大を図ることは重要であるため、他県におくれをとることのないよう推進していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、目指す姿である「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」となれるように、現地法人などからも情報を収集するなどして、実効性のある戦略を策定していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億円の増額補正及び33億3,800万円余の追加の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の県土整備部の予算額は844億6,100万円余となります。

このうち、直轄高速自動車国道事業負担金についてであります。

このことについて委員より、「今回の増額補正により開通時期に変更が生じるか」との質疑

平成23年12月13日(火)

があり、当局より、「今回の増額補正のみでは開通時期に変更は生じない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高速道路の整備は県政の重要課題であるため、国に対し十分な予算を確保するよう求めるなど、早期整備に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、議案第25号から第29号までの「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「指定管理者の選定を行う委員については、どのように選んでいるのか」との質疑があり、当局より、「担当部局で選定し、指定管理者を募集する際に公表している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「委員の公表の時期については、制度の公平性に疑義が生じることのないように検討していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「自主事業については、指定管理者の自主性が発揮され、利用者のサービス向上を図る上で重要なものであるので、今後とも事業が円滑に行えるよう配慮していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、指定管理者制度における公平性や指定管理者となった団体の自主性を確保するため、委員の選定や公表の時期、自主事業のあり方などについて検討していただきますよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億7,100万円余の増額補正及び6億1,000万円余の追加の増額補正、特別会計で2,400万円余の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は262億4,500万円余となります。

このうち、放射能測定調査事業についてであります。

このことについて委員より、「国からの委託事業であり、調査結果は国に報告しているとのことだが、関係市町村にも報告は行っているのか」との質疑があり、当局より、「調査結果については、県のホームページで公表するとともに、市町村には調査結果が出るごとに電子メールで通知している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「福島原発事故後、衛生環境研究所の仕事量はふえたのではないか」との質疑があり、当局より、「例えば、降下物の調査については、これまで降下物を1カ月間通して採取し、毎月1回調査してきたが、この調査に加えて、1日間の降下物量を毎日調査するようになるなど、調査の方法や回数が変更さ

れ、業務量がふえている」との答弁がありました。

次に、宮崎県林業公社についてであります。

このことについて当局より、公益性や県の財政負担など総合的に判断し、公社を存続させるに当たっての今後の経営改善に向けた取り組みについて説明がありました。

このことについて委員より、「関係者に理解を求めて分収割合を改善すべきではないか」との意見や、「借入金の利息の減免について、市中銀行の金利の引き下げや、日本政策金融公庫の繰り上げ償還を検討しているが、粘り強く交渉し、成果を上げてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「経営改善を行うとしているが、これ以上改善する余地はないというところまで徹底して行うべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、公社存続に当たっては、方針案で示された経営改善に向けた取り組みを確実に実行することはもとより、さらなる収支の改善を検討するよう求めるものであります。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億3,600万円余の増額補正及び13億3,300万円余の追加の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は411億7,300万円余となります。

このうち、肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業についてであります。

この事業は、昨年度の人工授精自粛の影響により、今後、子牛の出荷頭数が大きく増減することが見込まれるため、子牛の価格安定や導入

促進を支援することにより、競り出荷時期を調整し、出荷頭数の平準化を図るものであります。

このことについて委員より、「生産農家に対しての子牛導入支援については、どのように対応されるのか」との質疑があり、これに対して当局より、「宮崎牛資質向上緊急対策事業などの既存の補助事業において、要件を緩和して対応することとしているので、活用してもらいたい」との答弁がありました。

次に、県有種雄牛の凍結精液配布体制の見直し経過についてであります。

これは、これまで、家畜改良協会に所属する家畜人工授精師に限定してきた県有種雄牛の凍結精液の配布を、来年度以降、協会以外の授精師にも広げることとしたものであります。

このことについて委員より、「県有種雄牛の凍結精液は本県の宝であるので、新しい体制となっても凍結精液が不適正に県外に流出しないように管理体制の整備に努めてもらいたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願3件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お



手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で180万円余の増額補正であり、この結果、一般会計の補正後の予算額は279億8,800万円余となります。

次に、サイバー犯罪の現状と対策についてであります。

このことについて委員より、「未成年者への啓発活動が大変重要だと思うが、教育現場での取り組みはどのような状況か」との質疑があり、当局より、「県民に対して、サイバー犯罪の実態やネット上のトラブルへの対処方法等の情報提供を行うサイバーセキュリティ・カレッジを実施しており、これまでに中学生が3,603名、高校生が5,482名、教育関係者が511名参加している」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,119億8,600万円余となります。

次に、議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

当委員会といたしましては、今後、指定管理者の固定化の傾向が強まれば、施設の有効利用や管理等に懸念が生じる可能性もあるため、指定管理者の選定に当たっては、施設の効果的な運営や利便性の向上に重きを置いて実施されるとともに、指定管理者に対し適切な指導・監督にも努めていただくよう要望いたします。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画についてであります。

このことについて当局より、「この整備計画は、第二次宮崎県教育振興基本計画の具現化を図るもので、平成25年度から平成34年度までの10年間を見通した基本計画とし、さらに、前期3年、中期3年、後期4年の3期に分け、魅力と活力のある高等学校教育を推進するための計画である」との説明がありました。

このことについて委員より、「不登校経験者や中途退学者等への支援について、今後はどのような取り組みを行っていくのか」との質疑があり、当局より、「県立高校においては、入学から卒業まで生徒を見守っていくことが基本姿勢であり、まずは、不登校や中途退学とならないよう生徒指導・相談体制を一層充実することが求められている。しかし、やむを得なく中途退学となった場合には、生徒の希望を尊重しながら、転校先など次の進路までしっかりとした対応が必要である」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「今後とも、私学と十分協調を図るなど、中途退学者等の一層の支援を取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「地域の活性化を図る上で、学校の存在は重要な要素の一つであり、地域に学校がなくなると地域の衰退や過疎化が進行するのではないかと、地域住民や保護者は不安や心配を抱えている。高等学校は今後どうあるべきか、子供たちがどのような教育を受けられるのかしっかりと念頭に置いて、魅力と活力ある学校をつくっていくためにも、県議会と教育委員会が十分議論するとともに、その議論のもととなる資料等も随時提供していただくようお願いしたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後の計画作成に当たっては、次代を担う宮崎の子供たちに魅力と活力ある教育環境を提供できるよりよい計画とするためにも、地域の実情やニーズに十分配慮し、また、県議会に対して理解の得られるしっかりとした説明をしていただくとともに、県議会の意見も十分反映したものとしていただくよう強く要望いたします。

次に、企業局の施設見学についてであります。

このことについて当局より、「これまでも発電所の見学会を毎年行ってきたが、細島工業団地に対する関心が高まっていることから、今年度から新たに工業用水道施設等の見学会を実施することとし、先月、地元日向市の小学生を対象に実施した」との説明がありました。

このことについて委員より、「今後は、企業局庁舎の総合制御室等の施設見学会を企画するなど、企業局が行っている事業や自然エネルギーに対する理解をより深めるための取り組みをしてはどうか」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

---

## ◎ 質 疑

○外山三博議長 これより、委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の

決定どおり、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 共産党の前屋敷でございます。

ただいま各常任委員長からの御報告がございましたが、文教警察企業常任委員会で審査された、「ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会」——代表が河内進策氏ですが——ここから提出をされた新規請願の第11号から13号について、いずれも教育関連の請願ですけれども、不採択との結果報告でございました。私、紹介議員の一人として、どのような審査の結果——新規請願ですので、ことさら、どういう理由で不採択となったのか、その経過を御説明いただきたいと思います。

○河野哲也議員 委員会の審査におきましては、委員の皆様にお伺いし、継続審査、または採択をするか諮った結果、委員のほうから「採決」との意見がございまして、採決という形になりました。採決によって賛否をお諮りしたところ、不採択となったものでございます。

本請願の趣旨につきましては、各委員十分理解した上での審議であったと思います。審査結果はそのように至ったものであると、委員長として考えております。慎重に審査をした結果の総意として認識しているところでございます。以上です。

○前屋敷恵美議員 十分に委員の皆さん方が理解をされた上で採決に至ったということですが、新規請願ですから、もっと論議をしていただくべきじゃなかったかと思います。また、判断をする材料だとかそういうものが不十分であるとすれば、請願人を招致するとか、新

たな資料を提供するとかいうことで真剣に受けとめていただいて、十分な論議に付した上での採決に当たっていただきたいというふうに思ったところですが、そういう委員の皆さん方からの意見や要望は出なかったんでしょうか。

○河野哲也議員 審査に必要な資料、また請願者の説明等いろいろ方策はあったと思いますが、今回、議論の中ではその要求はございませんでした。

○前屋敷恵美議員 私は少なくとも、県民の皆さんの多様な意見というのはしっかり委員会でも受けとめていただくことが、そしてまた議会でも受けとめることが重要だというふうに思ったところでした。とりわけ新規請願で即不採択という状況でしたので、改めて、委員会の質疑、採決に至る状況をお聞きしたところでした。以上で終わります。

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。議会の最終日となりましたが、今定例会に提出されました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第29号「公の施設の指定管理者の指定について」、反対の立場から討論をいたします。

同議案は、県営住宅について、宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋の各土木事務所管内の県営住宅89団地の管理を、宮崎県

宅地建物取引業協会にゆだねるというものです。この指定管理者制度は、官から民への構造改革の路線の一環として導入をされ、あらゆる部署で現在進められております。3年ないし5年間の期間で公募を繰り返す手法で、今回は議案第16号から第30号の議案で、109施設について新たな指定管理者の選定議案が提出をされております。

私は、特に公営住宅については指定管理者制度はなじまないと、これまでも反対をしてまいりました。一つには、指定管理者制度が始まって、住民から寄せられるさまざまな意見や要望がなかなか届かず、対応はおくれにおくれ、「以前のように県の直接管理のほうがいい」、こういった意見が出されており、サービス低下が否めないことです。

さらに、公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。本来、地方自治体は、公営住宅法がうたう健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し提供すると同時に、公・行政が責任を持って維持管理に当たることは、この住宅の確保とともに個人のプライバシーを守るという重要な役割があるからです。とりわけ、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関しては、個人情報守秘等の扱いがしっかり担保されているのかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関しては指定管理者制度はふさわしくないと考えます。よって、今回提案をされた県営住宅の指定管理者の指定について、反対するものです。

また、議案第36号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」については、反対するものではありません。

国の第3次補正予算が成立をし、その財源確

保についての問題はありますが、その予算を受けて県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み立て、治山事業や農地の防災事業、学校校舎の耐震工事、また口蹄疫復興対策費用などが予算化をされており、大いに事業効果を上げていただきたいと思います。しかし、歳入において、農林水産業や土木費に関する1億3,540万円の市町村負担金が生じていることについて、これまでも負担金については問題を提起してきたところであり、この点は改めて指摘をしたいと思います。

次に、請願についてです。

新規請願で不採択と報告されました、請願第7号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願」、請願第11号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願」、請願第12号「教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被災児への援助、安全・安心の学校を求める請願」及び請願第13号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」について、私は採択を求めるものです。

いずれの請願も、子供たちの学びのための環境整備や教育費の父母負担の軽減、学校現場で直接子供たちと向き合い指導・援助に携わる教職員の真の意味での資質向上を求めるものなど、行き届いた教育を求め、子供たちの健やかな成長を願う立場からのものです。30人以下学級の実現や、義務教育費国庫負担拡充を求めることについての請願は、9月の定例県議会で可決し、国に意見書が提出をされております。そ

うであればなおさらのこと、県民の思いと議会の意思が一致した点では大変望ましいことであり、請願を不採択にすることをせず、請願の趣旨を採択することは可能ではないでしょうか。今回提出の新規請願を即不採択などとせず、請願者の子供たちへの思いを県議会がしっかり受けとめることは重要であり、同請願の採択を強く求めるものです。

以上、議員各位の賢明な御判断をお願いして、討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第29号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第29号についてお諮りをいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号から第28号まで、第30号から第33号まで、第36号及び第40号採決

○外山三博議長 次に、議案第1号から第28号まで、第30号から第33号まで、第36号及び第40号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

---

◎ 請願第11号から第13号まで採決

○外山三博議長 次に、請願第11号から第13号までについて、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、各請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第7号採決

○外山三博議長 次に、請願第7号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第8号採決

○外山三博議長 次に、請願第8号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 請願第3号採決

○外山三博議長 次に、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は取り下げ承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取り下げについては承認することに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年12月13日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第2号

新たに創設が見込まれる地球温暖化対策税  
(環境税)の免除・還付措置に関する意見  
書

議員発議案第3号

サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見  
書

議員発議案第4号

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造  
会議広域行政懇話会への議員の派遣

議員発議案第5号

第8回九州各県議会議員研究交流大会への  
議員の派遣

---

◎ 議員発議案第2号から第5号まで  
追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員  
発議案第2号から第5号までの各号議案を日  
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項  
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員  
会の付託を省略して直ちに審議することに御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号から第5号までの各号議案  
について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よっ  
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事は  
すべて終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。  
当局並びに議員各位におかれましては、一層御  
自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよ  
う心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成23年11月定例県議会  
を閉会いたします。

午前10時48分閉会